

第2に、インターネットという双方向の手段を使うことで、より分かりやすい情報提供が可能になる。例えば、年金には多くの専門用語があるが、そのすべてを書類で解説するのは難しいし、各個人によって年金に関する知識は異なる。インターネットを使えば、例えば、自分が知らない項目だけを画面上でクリックして、解説を画面上で確認することも可能になるだろう（同時に専門用語を分かりやすい言葉に置き換える工夫も必要である）。また、照会が多い事項については、「よくある質問と回答」といった形で情報を載せ、それを随時更新していけば、利用者が情報を正しく理解する手助けになるだろう。さらに、こういった自動照会システムの充実が、窓口や電話を通じた相談の効率化や高度化につながる点もメリットといえよう。

一方で注意すべき点もある。例えば、フィッシングなどのインターネットを通じた詐欺がある。社会保険庁のシステムには技術的なセキュリティー対策が施されるだろうが、これは情報の伝達経路に対する対策に過ぎない。利用者（人間）側も、アクセスしているページのアドレス（URL）を確認するなどの注意を払う必要がある。また、従来の年金手帳に加えて、アクセスに際して必要になるとと思われるパスワードや電子証明書などの管理にも、注意が必要になる。

ところで、このサービスの開始にあわせて、企業でも準備すべきことがある。それは、加入記録に関する従業員からの照会対応である。本来、就職や退職あるいは昇給といった変更の届出は、適切に行われているはずである。しかし、2002年度から開始された厚生年金基金の代行返上の際に、社会保険庁側と基金側との記録の突合作業で、(1)昇給が反映していなかったり、改定年月日など「履歴」が合わない、(2)基礎年金番号の不一致、(3)仮名書き氏名の不一致などがみられたという（格付投資情報センター『年金情報』，2003/10/03号）。このような不整合は、厚生年金基金を実施していない企業でも起こりうるだろう。

図表2 社会保険庁による今後の情報提供計画

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○35歳通知の実施（2006年度～） <ul style="list-style-type: none"> ※被保険者期間の中間点で、年金加入状況をお知らせ ○ポイント制の導入（2008年度～） <ul style="list-style-type: none"> ※若い時から、年金加入状況や年金見込額を定期的にお知らせ ○インターネットを通じた年金個人情報の即時提供（年金加入記録：2006年3月～） <ul style="list-style-type: none"> ※ホームページ上で、自身の年金加入記録を簡便に確認可能
（年金見込額の提供についても検討） ○「年金カード」の導入の検討（2006年度～） |
|--|

社会保険庁は、今回のサービスに加えて、(1)35歳到達者に対する通知、(2)ポイント制による加入状況や年金見込額の定期的な通知、(3)インターネットでの年金見込額提供、(4)「年金カード」導入など、個人への積極的・直接的な情報提供を進める計画である（図表2）。今年3月から提供が始まる加入記録は、これら今後の情報提供の基礎となる重要なものであり、2008年度のポイント制導入に向けて、ますます関心の高まりが予想される。企業は、従業員から照会があった場合の対応方法について、予め検討しておく必要がある。

（中嶋 邦夫）